

広島県教育委員会教育長告示第三号

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十四条の規定によって、技能教育のための施設における連携科目等を次のように指定を解除した。

令和三年三月二十九日

広島県教育委員会

教育長 平川 理 恵

一 指定技能教育施設の名称及び所在地

- 1 名称 KTCおおぞら高等学院広島キャンパス
- 2 所在地 広島市中区橋本町三番一六号

二 連携科目等の指定の解除

指定を解除する連携科目 ビジネス基礎	指定を解除する連携科目に対応する高等学校の科目 ビジネス基礎
マーケティング	マーケティング
ビジネス実務	ビジネス実務